保険証券（変更確認書）要添付

保険証券に「別紙添付特約」または特約コード８８の記載がある場合は、この特約が適用されます。

証券番号										

建設工事業務特約

「用語の説明」

この特約において使用される用語の説明は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款の「用語の説明」による場合のほか、次のとおりとします。

（５０音順）

	用語	説明
し	住宅	人の居住の用に供する家屋又は家屋の部分（人の居住の用以外の用に供する家屋の部分との共用に供する部分を含みます。）をいいます。
そ	損害防止措置	普通保険約款第７条（損害の範囲）①に定める法律上の損害賠償金の発生または拡大の防止のために必要かつ有益な措置であって、被保険者が当社の同意を得て講じたものをいいます。
	損害防止費用	被保険者が損害防止措置を講じるために要した以下の費用であって、被保険者が当社の同意を得て支出したものをいいます。 ①　専門業務において発生した超過勤務手当または臨時雇用費用（注１） ②　追加した資材・商品にかかる費用（注２） ③　専門業務の目的物に、被保険者と施主の間で約定した、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法第８１号）に基づく「住宅性能表示制度」の断熱等性能等級または一次エネルギー消費量等級を充足しない欠陥（以下「欠陥」といいます。）が生じている事実およびその原因を確認するのに要した費用。ただし、登録住宅性能評価機関に調査を依頼して要した費用および確認の結果、欠陥が生じていなかった場合に要した費用を含みません。 （注１）超過勤務手当または臨時雇用費用には、外注費用を含みます。 （注２）資材・商品にかかる費用には、保管および輸送費を含みます。

第１条（保険金を支払う場合）

（１）当社は、専門事業者賠償責任保険普通保険約款（以下「普通保険約款」といいます。）第１条（保険金を支払う場合）の規定にかかわらず、専門業務の遂行に起因して、次のいずれかの事由に起因する他人の損失（以下「事故」といいます。）について、保険期間中に被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る損害（以下「損害」といいます。）に対して、この特約の規定に従い、保険金を支払います。

①　専門業務の目的物に、被保険者と施主の間で約定した、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法第８１号）に基づく「住宅性能表示制度」の断熱等性能等級を充足しない事実が発覚したこと

②　専門業務の目的物に、被保険者と施主の間で約定した、住宅の品質確保の促進等に関する法律に基づく「住宅性能表示制度」の一次エネルギー消費量等級を充足しない事実が発覚したこと

（２）この保険契約において「専門業務」とは、建設業法（昭和２４年法律第１００号）に定める建設工事であって工事請負契約に基づいて行う建設工事に関する業務（注）をいいます。

（注）建設工事に関する業務には、建築士法（昭和２５年法律第２０２号）に定める設計または工事監理に関する業務を除きます。

第２条（保険金を支払わない場合－その１）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、次のいずれかに該当する行為または事由に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、次に掲げる行為または事由については、実際に生じたまたは行われたと認められる場合に限らず、それらの行為または事由があったとの申立てに基づいて被保険者に対してなされた損害賠償請求についても、本条の規定を適用します。

①　土地の沈下、隆起、移動、振動もしくは土砂崩れに起因する土地の工作物、その収容物もしくは付属物、植物または土地の損壊

②　土地の軟弱化または土砂の流出もしくは流入に起因する地上の構築物、その収容物または土地の損壊

③　地下水の増減

④　じんあい

⑤　騒音

⑥　次のいずれかの事由

ア．石綿（アスベスト）、石綿製品、石綿繊維または石綿粉塵じん（以下「石綿等」といいます。）の人体への摂取もしくは吸引

イ．石綿等への暴露による疾病

ウ．石綿等の飛散または拡散

⑦　汚染（注１）または汚染物質（注２）の排出、流出もしくはいっ出

⑧　水温変化

⑨　電波障害

⑩　専門業務の過誤によらない虫食い、ねずみ食い、結露、自然の消耗、摩耗、さび、スケール、キャビテーション、かび、むれ、腐敗、変質、変色、その他類似の事由

⑪　芝、樹木その他の植物に生じた滅失、破損または汚損

⑫　不発爆弾または機雷

（注１）汚染とは、流出、いっ出もしくは漏出し、または排出された汚染物質が、地表もしくは土壌中、大気中または海・河川・湖沼・地下水等の水面もしくは水中に存在し、かつ他人の身体の障害または他人の財物の損壊等が発生するおそれがある状態をい

います。
（注２）汚染物質とは、固体状、液体状もしくは気体状のまたは熱を帯びた刺激物質または有害物質をいい、煙、蒸気、すす、酸、アルカリ、化学物質および廃棄物等を含みます。廃棄物には再生利用される物質を含みます

第３条（保険金を支払わない場合－その２）

当社は、直接であると間接であるとを問わず、被保険者が業務を遂行するにあたり通常の手続に反していることまたは通常の手続を省略していることを認識しながら（注１）遂行した行為（注２）に起因する損害に対しては、保険金を支払いません。なお、それらの行為が実際に行われたと認められる場合に限り、本条の規定が適用されるものとします。
（注１）認識していたと判断できる合理的な理由がある場合を含みます。
（注２）行為には、不作為を含みます。

第４条（保険金を支払わない場合－その３）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者の業務を行う施設もしくは設備または自動車、航空機もしくは船舶の所有、使用または管理に起因する損害賠償請求
② 被保険者に支給された資材・商品等の財物の滅失、破損、汚損、紛失または盗難に起因する損害賠償請求
③ 被保険者の使用人が、被保険者の業務に従事中に被った身体の障害に起因する損害賠償請求
④ 採用、雇用または解雇に関して行われた不当な行為に起因する損害賠償請求
⑤ 被保険者の定めた保証書その他これに準ずる契約書（以下、あわせて「保証書」といいます。）に基づく保証責任の履行に起因する損害賠償請求。ただし、保証書の有無にかかわらず被保険者が負担する法律上の損害賠償責任に対する請求を除きます。
⑥ 住宅の構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分（注１）の瑕疵によって、住宅の耐力性能または防水性能を満たさない場合に、被保険者がその住宅について瑕疵担保責任を負担することに起因する損害賠償請求
⑦ 被保険者と第三者の間に損害賠償に関し特別の約定がある場合において、その約定によって加重された損害賠償責任に関する損害賠償請求
⑧ 被保険者の支払不能または債務超過に起因する損害賠償請求
⑨ 株主代表訴訟に起因する損害賠償請求
⑩ 企業その他組織の信用毀損、信頼の失墜、ブランドの劣化または風評損害に起因する損害賠償請求
⑪ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和２２年法律第５４号）、消費者基本法（昭和４３年法律第７８号）、その他類似の法令に違反したことに起因する損害賠償請求
⑫ 被保険者または被保険者以外の者が行った広告宣伝活動による権利侵害に起因する損害賠償請求
⑬ 水利権、道路利用権、日照権またはこれらに類似したその他の権利の侵害に起因する損害賠償請求
⑭ 景観が不良であるとの申立てに起因する損害賠償請求
⑮ 専門業務の目的物を引き渡した日から１０年を経過した後、その目的物に関連してなされた損害賠償請求
⑯ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成１０年法律第１１４号）第６条第１項に規定する感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求（注２）
⑰ 次のいずれかの事由による履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求
ア．工事行程の計画過誤
イ．工事用材料、据付機械設備等の手配誤り
ウ．人員の手配誤り
（注１）構造耐力上主要な部分または雨水の浸入を防止する部分とは、品質確保の促進等に関する法律（平成１１年法律第８１号）により定められるものをいいます。
（注２）感染症の発生または発生のおそれに起因する損害賠償請求には、これらに感染することを防ぐために講じた対策等に起因する損害賠償請求を含みます。

第５条（保険金を支払わない場合－その４）

当社は、次のいずれかに該当する損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害に対しては、保険金を支払いません。
① 被保険者が発注者から得た報酬または発注者に請求した報酬についての損害賠償請求
② 見積の不足または費用が見積を超過したことに起因する損害賠償請求
③ 専門業務に関する請負契約締結時（注）における設計、仕様、材質等を上回ることにより増加した費用に起因する損害賠償請求
④ 損害防止措置の過誤に起因する損害賠償請求
⑤ 専門業務の対価として支払われた金銭の返還に起因する損害賠償請求。ただし、普通保険約款第１条（保険金を支払う場合）に規定する損害に対して被保険者が負うべき法律上の損害賠償金との相殺を請求された場合はこの限りではありません。
⑥ 専門業務に関する請負契約締結時（注）において実用化されていた技術では実現不可能な専門業務の履行不能または履行遅滞に起因する損害賠償請求

（注）請負契約締結後に変更契約を締結しているときは、変更契約締結時とします。

第６条（保険金を支払わない場合－その５）

当社は、次のいずれかに該当する事由に起因する損害防止措置に対しては、保険金を支払いません。ただし、専門業務の目的物の引き渡しの時（注１）以前に講じた損害防止措置に限ります。

① 台風、暴風、暴風雨、旋風、竜巻、雹、氷、雪、寒気、霜、高潮、洪水、内水氾濫、豪雨（注２）もしくはこれらに類似の自然現象、または火災、落雷、爆発、水漏れ、自動車の接触、航空機の落下、盗難等の不測かつ突発的な事由

② 掘削工事に伴う余掘りまたは肌落ち

③ 切土・盛土法面、整地面または自然面の肌落ちもしくは浸食

④ 矢板、杭、Ｈ型鋼、地中壁、ケーソン、セグメントその他これらに類する物の継目からの土砂、水または土砂水の流入

（注１）専門業務の目的物の引渡しを要しない場合は、その専門業務が完成した時とします。

（注２）豪雨には、豪雨による土砂崩れもしくは崖崩れを含みます。

第７条（保険金を支払わない場合の適用除外）

（１）この保険契約において、普通保険約款第３条（保険金を支払わない場合－その１）⑤に規定する「被保険者が製造、製作または販売した財物」には、第１条（保険金を支払う場合）に定める専門業務の目的物は含みません。

（２）この保険契約において、第１条（保険金を支払う場合）に定める専門業務の目的物の滅失、破損または汚損に対しては、普通保険約款第５条（保険金を支払わない場合－その３）③の規定を適用しません。

第８条（損害の範囲）

この保険契約において、当社が保険金を支払う損害は、普通保険約款第７条（損害の範囲）に定める損害のほか、損害防止費用を被保険者が負担することによって被る損害を含みます。ただし、次の①および②に該当する場合に限ります。

① 被保険者が、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある専門業務上の過誤について認識し、当社に対し遅滞なく、第１２条（損害賠償請求のおそれの通知）（１）の規定に従って、通知していること。

② 損害防止措置を講じる前に、当社に対し書面によってその措置を講じる旨を申し出て、当社が認めること。

第９条（支払保険金）

当社は、損害防止費用を保険証券記載の支払限度額に加算して支払うものではありません。損害防止費用は損害の一部であり、普通保険約款第８条（支払保険金）（１）および同条（２）の規定が適用されるものとします。

第１０条（保険期間と保険責任の関係）

当社は、保険期間中に当社に対して第１２条（損害賠償請求のおそれの通知）（１）の通知がなされた場合に限り、損害防止費用を被保険者が負担することによって被る損害に対して、保険金を支払います。

第１１条（他の保険契約がある場合の支払保険金）

この保険契約において、普通保険約款第３２条（他の保険契約等がある場合の支払保険金）の規定は、次の通り読み替えて適用します。

「 当社は、第８条（支払保険金）（１）の規定にかかわらず、他の保険契約等がある場合においては、損害の額が他の保険契約等により保険金を支払う対象となる金額とその免責金額の合計額、またはこの保険契約の保険証券記載の免責金額のいずれか大きい金額を超過する場合に限り、その超過額につき保険証券記載の縮小支払割合を乗じて得た額を保険金の支払額とします。」

第１２条（損害賠償請求のおそれの通知）

（１）保険契約者または被保険者が、保険期間中に、被保険者に対して損害賠償請求がなされるおそれのある専門業務上の過誤について認識した場合（注）には、その過誤の内容ならびにその原因となる事実および行為について、発生日および関係者等に関する詳細な内容を添えて、遅滞なく、当社に対し書面により通知しなければなりません。

（２）保険契約者または被保険者が、正当な理由がなく本条（１）に規定する通知を行わない場合または事実と異なることを告げた場合は、当社は、それによって当社が被った損害の額を差し引いて、保険金を支払います。

（３）本条（１）の通知がなされた場合は、普通保険約款第２８条（損害賠償請求等の通知）（２）に規定する通知がなされたものとみなします。

（４）本条（１）の規定する通知が遅滞なくなされた場合において、その通知の日がやむを得ず満期日の翌日以降となったときは、当社は、その通知が満期日になされたものとみなして、第１０条（保険期間と保険責任の関係）および本条（３）の規定を適用します。

（注）損害賠償請求がなされるおそれのある専門業務上の過誤について認識した場合には、過誤の可能性について連絡・指摘等を受けた場合を含みます。

第１３条（保険金の請求）

被保険者が保険金の支払を請求する場合は、普通保険約款第３３条（保険金の請求）（３）に定める書類または証拠のほか、次表の書類または証拠のうち当社が求めるも

のを当社に提出しなければなりません。

保険金請求に必要な書類または証拠
①　損害見積書
②　損害状況を撮影した写真
③　専門業務の内容が確認できる工事仕様書、設計時図面
④　請負工事金額契約書および請負契約の内訳が確認できる書類
⑤　請負工事工程表
⑥　第１条（保険金を支払う場合）（１）①および②を示す書類

第１４条（普通保険約款の読み替え）

この保険契約においては、普通保険約款の規定を次のとおり読み替えて適用します。

普通保険約款の規定	読み替え前	読み替え後
①　第５条（保険金を支払わない場合ーその３）	損害賠償請求がなされたことによる損害	損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害
②　第６条（保険金を支払わない場合ーその４）	損害賠償請求に起因する損害	損害賠償請求またはそのおそれに起因する損害
③　第８条（支払保険金）（１）	一連の損害賠償請求につき	一連の損害賠償請求（そのおそれを含みます。）につき
④　第１０条（保険料の払込方法）（２）	保険料領収までの間になされた損害賠償請求	保険料領収までの間になされた損害賠償請求（この間に被保険者が認識したまたは認識したと合理的に推定される損害賠償請求のおそれを含みます。）
⑤　第１１条（保険責任のおよぶ地域）	日本国内においてなされた損害賠償請求	日本国内においてなされた損害賠償請求または損害防止措置
⑥　第１２条（告知義務）（３）③	損害賠償請求がなされる前に	損害賠償請求またはそのおそれを被保険者が認識する前に
⑦　第１２条（５）	損害賠償請求がなされた後に	損害賠償請求またはそのおそれを被保険者が認識した後に
⑧　第１２条（６）	（２）に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求	（２）に規定する事実に基づかずになされた損害賠償請求または損害防止措置
⑨　第１３条（通知義務）（４）	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求	変更届出書を受領するまでの間になされた損害賠償請求（この間に被保険者が認識したまたは認識したと合理的に推定される損害賠償請求のおそれを含みます。）
⑩　第１３条（５）	（１）の事実に基づかずになされた損害賠償請求	（１）の事実に基づかずになされた損害賠償請求または損害防止措置
⑪　第２０条（重大事由がある場合の当社による保険契約の解除）（３）	損害賠償請求がなされた後に	損害賠償請求またはそのおそれを被保険者が認識した後に
	生じた時以降になされた損害賠償請求	生じた時以降になされた損害賠償請求（生じた時以降に被保険者が認識したまたは認識したと合理的に推定される損害賠償請求のおそれを含みます。）
⑫　第２７条（追加保険料領収前の損害賠償請求）（１）および（２）	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求	追加保険料領収までの間になされた損害賠償請求（この間に被保険者が認識したまたは認識したと合理的に推定される損害賠償請求のおそれを含みます。）
⑬　第３４条（保険金の支払）（注１）	第３３条（保険金の請求）（３）の規定による手続	第３３条（保険金の請求）（３）および建設工事業務特約第１３条の規定による手続

第１５条（準用規定）

この特約に規定しない事項については、この特約の趣旨に反しない限り、普通保険約款およびこの保険契約に付帯される他の特約の規定を準用します。